

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問2（個）第3号）

### 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 令和2年8月11日付け審査請求

##### (1) 開示の請求

審査請求人は、令和2年7月28日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、審査請求人が〇〇警察署〇〇歩道で啓蒙活動を行っているところを、〇〇警察署敷地内から警察がビデオカメラで撮影した映像及び撮影を指示したことが分かる文書の開示の請求（以下「本件請求1」という。）をした。

##### (2) 本件請求1に対する決定

実施機関は、本件請求1に対し、撮影した映像については既に消去しており、撮影を指示したことが分かる文書については存在しないとして、対象となる保有個人情報の不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和2年8月7日付けで審査請求人に通知した。

##### (3) 審査請求

審査請求人は、令和2年8月11日付けで、本件処分1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

#### 2 令和2年8月31日付け審査請求

##### (1) 開示の請求

審査請求人は、令和2年8月18日付けで、条例第10条第1項の規定により、

実施機関に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇に審査請求人を撮影した画像を消去した経緯が分かる文書及び決裁文書の開示の請求（以下「本件請求 2」といい、本件請求 1 及び本件請求 2 を総称して以下「本件請求」という。）をした。

(2) 本件請求 2 に対する決定

実施機関は、本件請求 2 に対し、対象となる保有個人情報の不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 及び本件処分 2 を総称して以下「本件処分」という。）を行い、令和 2 年 8 月 27 日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和 2 年 8 月 31 日付けで、本件処分 2 を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求を行った。

### 3 審査請求の併合

諮問実施機関は、令和 2 年 9 月 16 日付けで、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 39 条の規定により、上記 1 (3) の令和 2 年 8 月 11 日付け審査請求及び上記 2 (3) の令和 2 年 8 月 31 日付け審査請求を併合した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

私は、警察官に撮影の許可を与えておらず、実施機関が正当な理由なく撮影の可否を判断するわけではなく、撮影した映像をみだりに消去することはないと考える。撮影署員は、裁決なく映像を消去すとも考えられない。

〇〇警察署は、都合が悪くなり、事後承認の形で書類及び現状を隠匿した

疑いがある。保有年限前に消去する正当な理由がない。

捜査上は、撮影を行うには理由があり、撮影した以上一署員が勝手な判断で消去する事はありません。消去を指示した者や確認した事実が存在するはずである。憲法上もみだりに特定の個人を捜査上撮影するには、理由が必要である。

実施機関は、弁明の理由として「〇〇警察署長や同署の副署長の個人名を挙げて誹謗中傷するなどの状況も認められたことから」と主張しているが、誹謗中傷の具体的事実の内容が明記されていない。

「当該抵抗等による公務執行妨害等の不法事案の発生も懸念されたため」とあるが、これも具体的事実が明記されていない。

そもそもみだりに私の許可なく映像を撮ることにつき何らかの個別具体的な理由が存在しなければならない。

それを職務上知り得て録画を開始したのであるから犯罪捜査上きわめて重要な必要性が存在したはずである。

そうであれば安易に消去することはあり得ないし、職務上も記録に残さなければならないはずである。

しかし、「犯罪等の発生が確認されなかったことから（後略）」とあるが、その後の捜査上も極めて重要な必要性があったはずである。

なぜならば、正式に道路使用許可を取得し、〇〇の斜め横断撲滅の啓発を行っていることと人員は1名であることから考えても、周りを取り囲んでいた警察官は約10名以上と異常な数であったことから、意図的に録画も行ったことは明白である。

しかも、これら警察官は、審査請求人から指摘されるまでただの一人も斜め横断に対し注意もせずには正当な業務を怠っていたのである。

これらの事実が明白になれば当然に上司や県警本部からも指摘や何らかの注意し、動画あることにおそれをなした〇〇警察署職員は組織的に隠蔽工作を行っていることを否定できない。

それを示す証拠もない。右事実を個別具体的に説明できないのが何よりの証拠である。

加えてこれ以前は、〇〇の斜め横断を知り得る状況にありながらこれに取

り組み職務を果たしていた事実も証明や主張もしていない。

これらを指摘し、改善や正規の取締りを〇〇へも〇〇を提出していることは実施機関も知り得ているはずである。

これらを証明し説明できないのであれば、そもそも「保存等必要がない（中略）消去」ではなく、「撮影」の必要がないのに撮影したことになる。

さらに、現に何らかの犯罪が行われ又は行われた後間もないと認められるような事実も主張していない。

証拠保全の必要性及び緊急性はないことを当初から認識しており責任追及を恐れ組織的に隠蔽している疑義がある。

「撮影の必要性」がないのに撮影を指示した「上司の命令」が存在する。

これは「職権の濫用に当たること」を危惧したことを否定する事実も証明されていない。

しかし、命令した「上司」の氏名や個人の特定はできるはずであり、明白に〇〇警察署としては認識しているはずであるが、事情聴取や検証を行った事実もなく誠実に審査請求に協力する意思も全くないことが弁明書からも読み取れる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 令和2年8月11日付け審査請求

###### (1) 本件請求1に係る行政文書の特定

###### ア 行政文書の特定

平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人をビデオカメラで撮影した映像及び撮影を指示した文書

###### イ 特定した行政文書の存否の確認

上記アの存否について調査したところ、撮影した映像は既に消去されており、撮影を指示した行政文書は作成されていないことを確認した。

###### (2) 撮影を指示した文書を作成していないことについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条により、「職員は、その職

務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定されており、当該上司の命令とは、文書によると口頭によると問わないと解されている。

本件では、審査請求人による歩道上での街頭宣伝活動によって、同歩道上を通行中の他の歩行者が審査請求人を避けるために車道に降りて通行する状況が散見され、他の交通を妨害している状況が認められたとともに、ハンドマイクを使用し、〇〇警察署長や同署副署長の個人名を挙げて誹謗、中傷するなどの状況も認められたことから、同署〇〇課長により、審査請求人に対する口頭指導が行われた。

この時、当該指導に対する抵抗等による公務執行妨害等の不法事案の発生も懸念されたため、上司の命令により、同署員がビデオカメラ撮影を行っているが、口頭による命令であったため、撮影を指示した行政文書は作成されていない。

#### (3) 撮影した映像記録を消去したことについて

公用のビデオカメラは、ビデオ本体に公用の外部記録媒体を差し込み、撮影した映像を同外部記録媒体に記録するが、事後、映像記録の漏えい等を防止するなど、当該映像記録を警察情報として厳格に管理するため、業務上、保存等の必要がある場合は、撮影者が上司に口頭報告して、他の電子計算機に取り込んだ後、速やかに当該外部記録媒体から情報を消去し、業務上、保存等の必要がない情報については、撮影者が上司に口頭報告して、電子計算機に取り込むことなく、速やかに当該外部記録媒体から情報を消去している。

本件では、審査請求人の街頭宣伝活動について、上記(2)のとおり、他の交通の妨害が認められ、かつ、個人名を挙げて誹謗中傷していたことから口頭指導をする際に、公務執行妨害等の不法事案の発生が懸念されたため撮影したが、犯罪等の発生が確認されなかったことから、業務上、保存等の必要がないと判断され、電子計算機に情報を取り込むことなく、当該外部記録媒体の撮影記録は、速やかに消去されている。

#### (4) 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「〇〇警察署が都合悪くなり、事後承諾の形で書類及び現状を隠匿した疑いがある。保存年限前に消去する正当な理由がない」と主張している。

上記(2)のとおり、上司の口頭での命令により、撮影を指示しているため、撮影を指示した行政文書は作成しておらず、当該行政文書を隠匿した事実はない。

また、上記(3)のとおり、撮影した映像が保存等の必要がない場合は、速やかに消去することとなっており、審査請求人を撮影した映像を撮影当日に速やかに消去した。

## 2 令和2年8月31日付け審査請求

### (1) 本件請求2に係る行政文書の特定

#### ア 行政文書の特定

平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人を撮影した画像を消去した経緯が分かる文書及び決裁文書

#### イ 特定した行政文書の存否の確認

上記アの存否について調査したところ、映像を消去した経緯が分かる文書及び消去する際の決裁文書は存在しないことを確認した。

### (2) 撮影した映像の取扱いについて

公用のビデオカメラを使用して撮影を行う場合、当該ビデオカメラに公用の外部記録媒体を差し込んで、撮影した映像を記録するが、事後、映像記録の漏えい等を防止するなど、当該映像記録を警察情報として厳格に管理する必要があることから、業務上、保存等の必要がある場合は、撮影者が上司に口頭報告して、電子計算機に取り組んだ後、速やかに当該外部記録媒体から情報を消去することとなる。

また、撮影した映像記録のうち、業務上、保存等の必要がない情報は、撮影者が上司に口頭報告して、電子計算機に取り込むことなく、速やかに当該外部記録媒体から情報を消去しており、いずれの場合も映像の消去に関し決裁文書を要しない。

### (3) 審査請求人をビデオカメラで撮影し、映像を消去した経緯について

平成〇〇年〇〇月〇〇日当時、審査請求人の街頭宣伝活動において、歩行者への妨害行為が認められ、〇〇警察署長や同署副署長の個人名を挙げて誹謗、中傷するなどの状況も認められたことから、同署〇〇課長により、審査請求人に対する口頭指導が行われた。

この際、当該指導に対する抵抗等による公務執行妨害等の不法事案の発生も懸念されたため、上司の命令により、同署員が公用ビデオカメラにて撮影を行った。

結果として、審査請求人の街頭宣伝活動において、不法事案の発生が確認されなかったことから、撮影した映像は、業務上、保存等の必要がない情報と判断され、撮影者が上司に口頭報告して、電子計算機に情報を取り込むことなく、当該外部記録媒体から速やかに消去された。

#### (4) 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「捜査上は、撮影を行うには、理由があり、撮影した以上一署員が勝手な判断で消去することはあり得ない。消去を指示した者や確認した事実が存在するはずである。憲法上も濫りに特定の個人を捜査上撮影するには、理由が必要である」と主張している。

上記(3)のとおり、撮影者が上司への口頭報告を行った上で、映像を消去しており、一署員の勝手な判断で消去していない。

また、上記(3)のとおり、審査請求人を撮影したのは、公務執行妨害等の不法事案の発生が懸念されたという正当な理由に基づくものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署〇〇歩道で行った活動に関する次の保有個人情報の開示を求めるものである。

- (1) 〇〇警察署署員が審査請求人を撮影した映像（以下「本件映像」という。）
- (2) 本件映像の撮影を指示した文書（以下「撮影指示文書」という。）
- (3) 本件映像を消去した経緯が分かる文書及び決裁文書（以下「消去経緯文書」という。）

実施機関は、これらの保有個人情報の不存在を理由として本件処分を行っ

たことから、以下、その妥当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 撮影指示文書について

実施機関は、本件映像は、審査請求人による不法事案の発生も懸念されたため、上司の口頭による命令により、〇〇警察署の署員が撮影したものであって、当該命令に係る指示文書は作成していないと説明する。

確かに、職員が上司の職務上の命令に従うべきことは地方公務員法第32条に規定されており、同条に規定する「上司の職務上の命令」は、口頭によることもできると解されている。

さらに、当審査会から実施機関に対して、本件映像のような個人情報を収集するに当たっての実施機関における手続の有無等について確認したところ、本件映像のような捜査上の撮影を実施する上で、その手続に関する内規等は存在しないということであった。

そうすると、本件映像は上司の口頭の命令により撮影されたものであり、撮影指示文書は作成していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

### (2) 本件映像及び消去経緯文書について

実施機関は、審査請求人による不法事案の発生が確認されなかったため、撮影者が上司に報告して、本件映像を電子計算機に取り込むことなく外部記録媒体から消去し、消去に関しては、決裁文書を要しないと説明する。

当審査会から実施機関に対して、本件映像のような個人情報を収集後、消去するに当たっての実施機関における手続及び文書等の保存年限との関係について確認したところ、次のとおりであった。

ア 捜査上で収集した資料については、「捜査資料の保管・管理の徹底について」（平成25年6月5日付け警察本部長通達。以下「捜査資料通達」という。）により、その管理等が規定されている。捜査資料通達には、「捜査資料については、捜査の終結等により保管の必要がなくなった際には、適正に廃棄又は消去すること。なお、その必要性の判断については、捜査幹部自らが行うこと」とされ、本件映像についても、撮影を実施した



後、結果的に犯罪の発生を認めないことから証拠保全の必要がないと認め、捜査幹部の判断に基づいて消去が行われているものとなる。

イ 広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成14年広島県警察本部訓令第4号。以下「文書訓令」という。）第11条に、文書訓令第2条第3号に規定する「文書等」には、保存期間を定めなければならないと規定されている。しかしながら、刑事事件に係る訴訟に関する書類及び押収物については、文書訓令第79条により文書訓令の適用対象外となるものであるため、画一的な保存期間の定めなどはなく、本件映像は上記アのとおり、捜査幹部の判断に基づいて廃棄等が行われている。

ウ 本件映像を撮影当日に速やかに消去したという事実は、本件処分1を行うに当たり、本件処分に係る事案の関係職員を特定した上で、同人らから聴取を行って確認している。

当審査会において、文書訓令第79条を見分したところ、「法令等の規定により、文書等の分類、作成、保存、廃棄その他の文書等の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合には、当該法令等の定めるところによる」と定められ、この「法令等」については、文書訓令第9条第5号に「本部長又は部長が、所属の機関又は職員に対して、所管に係る法令、条例、規則、訓令等」と定義されていた。

そこで、当審査会から実施機関に対して確認したところ、文書訓令第79条の「法令等」とは刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）を指し、同法第47条の規定により、刑事事件に係る訴訟に関する書類及び押収物（以下「捜査書類等」という。）は、原則非公開として管理しなければならいとされていることから、文書訓令ではなく、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）のほか、捜査資料通達などの内規に基づき管理することとしており、捜査書類等について、捜査幹部が廃棄又は消去の判断をした際における具体的な手続について規定したものはないということであった。

これらのことからすると、本件映像のような捜査書類等については、画一的な保存期間の定めなどなく、保管の必要がなくなった際には、捜査幹部の判断に基づいて廃棄等が行われており、廃棄等に当たって、行政文書を作成することを義務付ける規定の存在も認められない。また、実施機関

は、本件映像を消去したことを確認するため、関係職員を特定した上で、同人らへ聴取している。

そうすると、本件映像は消去し、消去経緯文書は作成していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が本件請求の対象となる保有個人情報是不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

### 3 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月23日	・ 諮問を受けた。
令和3年12月24日 (令和3年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年2月28日 (令和3年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
金 谷 信 子	広島市立大学教授
山 田 明 美	広島修道大学准教授